

東朋香芝病院診療報酬不正請求に係る  
処分への対応等について

- 東朋香芝病院診療報酬不正請求に係る処分・・・・・・・・ 1  
への対応等について
  
- 病床の整備計画の募集について・・・・・・・・ 5

## 東朋香芝病院診療報酬不正請求に係る処分への 対応等について

### 1. 東朋香芝病院の概要について

- ・名称 医療法人気象会 東朋香芝病院
- ・所在地 香芝市瓦口211-1（五位堂駅前）
- ・保険医療機関指定 平成9年4月1日
- ・診療科目 脳神経外科、内科、外科、整形外科、消化器外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、循環器内科、泌尿器科
- ・許可病床 一般病床 214床（内障害者病床60床、回復期リハ病床60床）  
療養病床 74床（医療療養病床74床）  
合計 288床

### 2. 保健医療機関指定取消処分の概要について

#### (1) 処分の内容

- ・処分日 平成25年6月20日
- ・処分内容 保険医療機関指定取消（近畿厚生局長）  
原則として、指定取消日から5年間は再指定できない。
- ・取消年月日 平成25年10月1日

#### (2) 処分の主な理由

- ・一般病棟入院基本料10：1、障害者施設等入院基本料15：1及び回復期リハビリ病棟入院料1の施設基準について、虚偽の届け出をし、診療報酬を不正に請求していた。
- ・医師が診察することなく、疾患別リハビリテーションを行ったものについて、診療報酬を不正に請求していた。
- ・医師が最初の診療時の指示のみで、その後診察することなく点滴注射を行ったものについて、診療報酬を不正に請求した。
- ・画像診断の設備を提供しただけであるにもかかわらず、診療報酬を不正に請求していた。

#### <不正・不当金額>

近畿厚生局が監査で使用した平成19年10月分から平成21年11月分までの233枚のレセプトのうち、約995万円の不正・不当請求が判明した。

### 3. 県の対応について

#### (1) 対応方針

- ① まずは、現在入院・通院加療中の患者の健康維持・安全確保を第一に考え、必要な措置を講じるよう強く指導するとともに、県においても関係機関等との連携を図り、不測の事態が生じないように万全の体制で臨む。
- ② また、この度当該病院が保険医療機関の指定取消処分を受けたことにより、中和医療圏で一般・療養病床に不足が生じることが見込まれることとなったため、医療資源を効率的に活用し、良質かつ適正な医療サービスを提供するよう、病床整備計画を広く公募し、公正・透明な手続きにより早急に新たな施設整備案を審査・選定する。
- ③ そのうえで、採択した施設整備案について、医療法に基づく病院の開設許可権限を適切に行使し、公的・民間医療施設を通じた本県の医療提供体制のさらなる整備推進に努める。
- ④ こうしたことへの適切な対応と中和地域における医療提供体制の構築を図るため、「中和地域（香芝市及び周辺地域）における医療提供体制検討委員会」を設置する。

## (2) 中和地域(香芝市及び周辺地域)における医療提供体制検討委員会の設置

### ①所掌内容

- ・患者への対応に関すること
- ・救急医療の対応に関すること
- ・医療従事者への対応に関すること
- ・医療提供体制の確保に関すること

### ②構成員

委員長	医療政策部長	
委員	地域市町村代表	香芝市福祉健康部長
	医師代表	県病院協会長
	看護師代表	県看護協会長
	近隣自治体病院代表	県立三室病院長

### ③第1回検討委員会(平成25年6月21日)の概要

委員会では、県が次のとおり対応することについて確認した。

- ・ 中和地域において、良質かつ適正な医療サービスの提供が図られるよう、公正・透明な手続きのもとに公募を進める。
- ・ このため、6月中に募集要領を公表して公募を開始し、早急に現場地域の医療を担う病院を決定する。
- ・ 地域での救急をはじめとする医療体制に空白を生じないように後継の医療機関を決定する方針で臨む。
- ・ 東朋香芝病院が当該処分を受けたことによる患者や地域住民からの問合せに対応するため、当面の間、県庁医療政策部に問合せ窓口を設置し、対応する。

## (3) 問合せ窓口の設置

患者や地域住民のからの問合せに対応するため、当面の間、県庁医療政策部に問合せ窓口を設置。

### <問合せの状況>

- ・平成25年6月22日(土)～9月3日(火)の間で、計93件。
- ・ 問合せ内容
  - ・健康保険適用がいつまで可能か。
  - ・10月1日以降当該病院はどうなるのか。

## 4. 病床整備計画の公募について

### (1) 公募の趣旨

本件保険医療機関指定取消しの効果が平成25年10月1日から発生し、同日以降は保険診療が行えなくなり、中和医療圏における病床数は、実質的に基準病床数を下回ることが見込まれるという不安定な状況となった。

このため、県は、中和医療圏における、より良質な医療提供体制の整備の観点から、「奈良県病院の開設等に関する指導要綱」第4条の規定に基づき新たな病院の整備計画を公募することとした。

### (2) 公募における方針

#### ① 公募においては、

- ・ 救急医療をはじめとして地域の医療提供体制に空白を生じさせない。
- ・ 保険医療機関の指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保する。
- ・ 今般の保険医療機関の指定取消処分の趣旨を損なわない。

等を方針として病院の選定に臨む。

#### ② また、保険医療機関の指定取消を受けた病院の現有施設を活用する計画だけでなく、その他の場所での新設の計画も含め幅広く病院の整備計画の提案を求める。

### (3) 公募のスケジュール

平成25年6月28日	募集要領発表、公募開始
7月31日	参加申込書提出締切
8月23日	事前協議書提出締切
9月4日	中和医療圏における病院整備計画審査会
9月5日	中和地域における医療提供体制検討委員会
9月 日	奈良県医療審議会

### (4) 応募の状況

- ・参加申込書提出 9件
  - ・事前協議書提出 2件
- 事前協議の内容
- ① 既存保有施設を47床増設。
  - ② 現在の東朋香芝病院を譲り受けるが、医療法人気象会との協議が不調となった場合は、既存保有医療施設を21床を増設するとともに香芝市内に267床の医療施設を新設。

## 5. 訴訟の状況について

### (1) 県に対する訴え（原告 医療法人医仁会）

#### ①経緯

- 平成24年12月21日 医療法人医仁会が医療法人気象会から東朋香芝病院の事業譲渡を受けるため事前協議書を持参したが、県は受取りを拒否。
- 平成25年 3月27日 医療法人医仁会が病院開設許可申請書を持参したが、県は受け取りを拒否。

#### ②提訴（平成25年6月14日）

- 請求内容
- ・ 病院開設許可申請につき何らの処分をしないことは違法であることの確認。
  - ・ 平成25年3月27日付け病院開設許可申請に対する病院開設許可処分をせよ。

#### ③仮の義務付け申立て（平成25年8月16日）

- 申立内容
- ・ 平成25年3月27日付け病院開設許可申請に対する病院の開設を仮に許可せよ。

#### ④口頭弁論

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 第1回 | 平成25年7月11日        |
| 第2回 | 平成25年8月27日（結審）    |
| 第3回 | 平成25年10月31日予定（判決） |

### (2) 近畿厚生局に対する訴え（原告 医療法人気象会）

#### ①提訴（平成25年6月27日）

- 請求内容
- ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分を取り消せ。

#### ②執行停止申立（平成25年6月27日）

- 申立内容
- ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、本案判決が確定するまで停止することを求める。

#### ③執行停止決定（平成25年8月15日）

- 決定内容
- ・ 平成25年6月20日付けでした東朋香芝病院の保健医療機関の指定を同年10月1日をもって取り消す旨の処分の効力は、第1審判決言い渡し後60日が経過する日まで停止する。

#### ④口頭弁論

- |     |           |
|-----|-----------|
| 第1回 | 平成25年9月2日 |
|-----|-----------|



新しい病院の募集にかかる病床の整備計画の募集について

主な流れ

平成25年6月28日  
県のHPに掲載すると共に、医師会、病院協会及び市町村に募集通知。

平成25年7月31日  
参加申込書の提出期限

平成25年8月23日  
事前協議書の提出期限

平成25年8月23日～平成25年9月4日  
事前協議書の書類審査、ヒアリング審査、医師会、病院協会及び  
関係市町村に意見照会(意見照会は8月12日～9月2日)。

県において病床配分(案)の作成

病床配分案について県医療審議会に意見聴取

県において病床配分を決定

医療法に基づく病院開設増床等の許可申請手続

# 新しい病院の募集にかかる病床の整備計画募集要領

## 1. 目的

奈良県保健医療計画（平成25年4月策定）に定めた保健医療圏ごとの基準病床数に対して既存の一般病床・療養病床の病床数が下回る見込のある圏域（以下「病床不足予定圏域」という。）について、病床の整備計画（病院の開設・増床等）に関する協議を受け付け、奈良県保健医療計画の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な病床運用を図ることを目的とする。

## 2. 対象とする計画

病床不足予定圏域において、次の（１）、（２）のいずれかに該当する計画について、事前協議を受け付ける。

- (1) 医療法第7条第1項に規定する病院の開設に関する計画
- (2) 医療法第7条第2項に規定する病院の病床数の増加又は病床の種別の変更に関する計画（結核病床又は感染症病床の病床数のみの増加の場合を除く。）

## 3. 対象とする圏域及び病床数（平成25年6月28日現在）

圏域の区分及び募集の対象となる一般病床・療養病床の数は下記のとおり。

医療圏	市町村	対象病床数
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町	288床
合計		288床

## 4. 事前協議の受付方法等

事前協議書の提出を予定している者は、まず「（１）参加申込書」を提出すること

### （１）参加申込書の提出

- ・受付期間：平成25年6月28日から平成25年7月31日（必着）まで  
（受付時間：平日（県庁開庁日）の8:30～12:00及び13:00～16:45）
- ・受付方法：奈良県庁地域医療連携課に持参又は郵送
- ・別紙「欠格事由非該当申出書」に記載する欠格事由に該当する者からの協議は受け付けないものとする。
- ・提出書類：参加申込書 様式1及び様式2  
欠格事由非該当申出書  
法人の場合は、法人の登記事項証明書及び役員名簿

(2) 事前協議書の提出（参加申込書を提出したものに限り）

- ・受付期間：平成25年6月28日から平成25年8月23日（必着）まで  
（受付時間：平日（県庁開庁日）の8:30～12:00及び13:00～16:45）
- ・受付方法：奈良県庁地域医療連携課に持参又は郵送
- ・提出書類：事前協議書 様式1-1及び様式2-1  
添付書類（詳細は、別紙「記入要領及び提出書類等」のとおり）

5. 事前協議の審査について

事前協議書の記載内容の確認、事前協議提出者からの計画内容の聴取及び医学的な見地等から地域の医療関係団体及び関係市町村の意見聴取を行い、別紙「評価対象項目」に基づいて事前協議の計画内容を審査し、対象病床数の範囲内で病床の配分を行う。

6. 計画の受付に関する周知方法

県内の市町村、（一社）奈良県医師会及び（一社）奈良県病院協会への通知並びに奈良県ホームページへの掲載により、周知を行う。

7. 留意事項（事前協議計画内容の評価のポイント）

- ・救急医療体制が整備されている計画は、評価する。なお、病床の整備に伴い新たに年間1,000件以上の救急搬送の受入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
- ・平成25年10月1日から診療を開始する場合は高く評価する。
- ・平成25年10月1日から診療を開始できない場合であっても、保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は評価する。

8. その他

病床不足予定圏域における病床の整備計画の募集については、この要領に定めるもののほか、「病院の開設等に関する指導要綱」に従って行うものとする。



## 評価対象項目

評価対象項目	主な評価ポイント
①財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者の財務状況（過去の決算状況等）</li> <li>・ 資金計画（資金調達の実現可能性）</li> <li>・ 収支計画（見込患者数、借入金の返済計画を含む）</li> </ul>
②用地の確保状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増床等に必要な用地の確保の見込み（実現可能性）</li> </ul>
③計画実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成25年10月1日から診療を開始する場合は高く評価する。</li> </ul>
④病床利用率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増床等を計画している病床の種別について、直近1年間の病床利用率が80%以上あるか。（ただし、一般病床及び療養病床は合わせて算出する。）</li> </ul>
⑤保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保する医療機関は評価する。 (特に平成25年10月1日から診療を開始できない場合は、本項目を重視する。)</li> </ul>
⑥医療従事者の確保計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師及びその他医療従事者の確保に関する見込(実現可能性)</li> <li>・ 保険医療機関指定取消処分を受けた病院の医師、看護師等の雇用を確保する医療機関は評価する。</li> </ul>
⑦他の医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の医療機関との連携、役割分担</li> </ul>
⑧医療圏内の医療資源配置のバランス（地域性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域における医療機関の配置状況から見た地域性（医療機関の立地バランス）</li> <li>・ 香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。</li> </ul>

評価対象項目	主な評価ポイント
<p>⑨奈良県保健医療計画に定める施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療計画に記載されている5疾病・5事業および在宅医療等に関する施策との整合性、必要性等を踏まえた政策医療を実施する医療機関は評価する。</li> <li>※5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神病）</li> <li>※5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）</li> <li>・特に救急医療体制が整備されている医療機関は評価する。</li> <li>・<u>病床の整備に伴い、新たに年間1000件以上の救急搬送の受入が可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。</u></li> </ul>
<p>⑩その他（特記すべき医療機能等の有無）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～⑨の他、地域で必要とされる医療機能や、特記すべき医療機能等がある場合は評価する。</li> <li>・医療法その他法令違反による処分の趣旨を損なう場合は評価を下げる。</li> <li>・法令遵守に関する取組みを行っている場合は、評価する。</li> </ul>